



発行 東京都

目次

規則

- 消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則……………（生活文化局消費生活部取引指導課）…一
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（環境局自然環境部計画課）…二
- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）…三
- 指定定期検査機関の指定……………（生活文化局計量検定所検査課）…三
- 特定計量器定期検査の実施（三件）……………（同）…四
- 公共測量の実施（二件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…四
- 都市計画事業の事業計画の変更認可（四件）……………（都市整備局都市基盤部交通企画課）…五
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………（環境局総務部環境政策課）…六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…四
- 家畜伝染病予防法による家畜検査の実施……………（産業労働局農林水産部食料安全課）…五
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…七

公 告

- 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…一
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…一
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）…一
- 争議行為の予告……………（産業労働局雇用就業部労働環境課）…二〇

規 則

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十四号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則（平成九年東京都規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

別表中「第四条関係」を「第三条関係」に、

三 代表理事 ・専務理事 ・常務理事 選任届	組合を代表する理事又は 常務に従事する理事を定 めたとき。
---------------------------------	-------------------------------------

を

三 代表理事 等選任届	組合を代表する理事又は 理事長、副理事長、専務 理事、常務理事等を定め たとき。
----------------	---

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（

三 代表理事 ・専務理事 ・常務理事 選任届	組合を代表する理事又は 常務に従事する理事を定 めたとき。
---------------------------------	-------------------------------------

三 代表理事 等選任届	組合を代表する理事又は 理事長、副理事長、専務 理事、常務理事等を定め たとき。
----------------	---

に改める部分に限る。)は、平成二十八

年四月一日から施行する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改

正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年東京都規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別記第六号様式の二(裏)を次のように改める。

(裏)

- 4 鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法欄には、葉巻銃・空気銃・わな・網ごじを対象とする全ての鳥獣を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 認定の變更の申請の場合は、備考欄に、現に受けている認定証の番号、認定証の交付年月日及び変更予定日を記載すること。
- 7 認定の有効期間の更新の申請の場合は、備考欄に、現に受けている認定の認定証の番号、交付年月日及び認定を申請した都道府県知事名を記載すること。
- 8 申請に当たっては、次の資料を添付すること。
  - (1) 法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書
  - (2) 役員(代表者を含む。以下同じ。)及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿
  - (3) 役員及び事業管理責任者の住所、本籍、氏名及び生年月日を記載した住民票記載事項証明書
  - (4) 事業管理責任者に関する次の書類
    - ア 事業管理責任者が申請者の役員である場合(イに掲げる場合を除く。)にあつては、その旨を証する書類
    - イ 申請者が地方公共団体である場合にあつては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
    - ウ ア及びイ以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
  - (5) 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程(夜間銃猟を実施する場合にあつては、夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。)
  - (6) 事業管理責任者が次に掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
    - ア 安全管理規程について、随時必要な改善を図ること。
    - イ 安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。
  - (7) 事業管理責任者及び捕獲従事者の名簿
  - (8) 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免許の写し
  - (9) 銃器を使用して鳥獣の捕獲等を実施する場合にあつては、当該銃器の所持について捕獲従事者が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定による許可に係る許可証の写し(当該許可が同項第2号の規定によるものである場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。)
  - (10) 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習(救命救命に関する知識を含むものに限る。)の修了証又はこれに類する書類
  - (11) 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した次に掲げる講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに講習の内容及びその時間を記した書類(ア又はイに掲げる講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類)(ウの講習の修了証等については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の5第1項第2号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合に限る。)
  - ア 安全管理講習
  - イ 安全知識講習
  - ウ 技能知識講習
  - エ 夜間銃猟安全管理講習
  - (12) 夜間銃猟を実施する場合にあつては、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する捕獲従事者の技能が、環境大臣が告示で定める要件を満たすことを証する書類
  - (13) 研修計画書
  - (14) 申請前3年以内に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いている法定猟法により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする種の捕獲等を実施した実績を有することを記載した書類
  - (15) 役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面
  - (16) 損害保険契約書の写し
  - (17) 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4各号に該当しない者であることを誓約する書面
  - (18) その他知事が必要と認める書類

別記第六号様式の三中

認定証の交付年月日	年 月 日
-----------	-------

認定証の交付年月日	年 月 日
-----------	-------

変更日(又は変更予定日)	年 月 日
--------------	-------

認定証の記載事項の書換え (鳥獣の保護及び管理並びに狩 猟の適正化に関する法律施行規 則第19条の12第2項)	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
--	---

変更日(又は変更予定日)	年 月 日
--------------	-------

改める。

別記第十二号様式表及び別記第十四号様式表中「使用しようとする猟具の種類並びに」を「付し」、「付し、該当する猟具の番号を○で囲む」を「付す」に

<input type="checkbox"/> 網 猟免許	1 網
<input type="checkbox"/> わな 猟免許	2 わな

<input type="checkbox"/> 網 猟免許	
<input type="checkbox"/> わな 猟免許	

改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則別記第六号様式の二、第六号様式の三、第十二号様式及び第十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用する

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月一日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第七十六号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「中学部」の下に、「義務教育学校の後期課程」を加える。

第二十条中「小学部」の下に、「義務教育学校の前期課程」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第二百八十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第二十条第一項の規定に基づき、次の範囲の指定定期検査機関を指定したので、同法第百五十九条第二項第一号の規定により告示する。

平成二十八年三月一日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 文京区、台東区、墨田区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、小金井市、東村山市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、瑞穂町、大島町、利島村、神津島村及び八丈町

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 指定定期 一般社団法人東京都計量協会

検査機関の名称

四 指定定期 東京都江東区新砂三丁目三番四十一号

検査機関の所在地

五 指定年月 平成二十八年四月一日

日

●東京都告示第二百八十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月一日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 中野区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十八年四月五日から同年五月二十四日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

(一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関

の名称

●東京都告示第二百八十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月一日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 渋谷区及び荒川区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十八年四月一日から同年五月三十日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第二百八十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年

通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十八年三月一日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 渋谷区、中野区及び荒川区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十八年四月四日から同年五月六日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所

五 指定定期

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第二百八十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 八王子市川口町地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月二十日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第二百九十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区神谷三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年二月一日から同年三月十五日まで

●東京都告示第二百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第五百二十号東京都市計画駐車場事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 大田区

- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画駐車場事業大田第三号梅屋敷駅自転車駐車場
- 三 事業施行期間 平成二十七年三月三十一日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第二百九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第五百二十三号東京都市計画駐車場事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画駐車場事業大田第六号雑色駅自転車駐車場
- 三 事業施行期間 平成二十七年三月三十一日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第二百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一

項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第五百二十四号東京都市計画駐車場事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画駐車場事業大田第七号糎谷駅自転車駐車場
- 三 事業施行期間 平成二十七年三月三十一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第二百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十三年東京都告示第二百九十六号東京都市計画駐車場事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年三月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 施行者の名称 練馬区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画駐車場事業練馬第二号平和台駅地下自転車駐車場
- 三 事業施行期間 平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

●東京都告示第二百九十五号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、同条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

国土交通省 関東地方整備局

局長 石川 雄一

埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一

二 対象事業の名称及び種類

（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画

道路の新設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、十号地その二埋立地を起点とし、中央防波堤内側埋立地を終点とする延長約二・五キロメートルの区間において、四車線の臨港道路を新設するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚

染、地盤、水循環、生物・生態系、景観、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成二十八年三月一日から同月十五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 江東区環境清掃部温暖化対策課

江東区東陽四丁目十一番二十八号

ウ 大田区環境清掃部環境・地球温暖化対策課

大田区蒲田五丁目十三番十四号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について現況を調査し、対象事業が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(11)のとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
大気汚染	<p>【工事の施行中】</p> <p>○建設機械の稼働(陸上・海上)に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄の大気中における濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>二酸化窒素では0.052～0.057ppm(常与率:陸上9.7～15.6%、海上0.8～2.9%)、浮遊粒子状物質では0.062～0.067mg/m<sup>3</sup>(常与率:陸上0.0%、海上0.3～0.7%)及び二酸化硫黄では0.012～0.016ppm(常与率:海上3.3～12.1%)である。</li> <li>工事の施行区域周辺の一般局における濃度(日平均値の年間98%値又は2%除外値)は、二酸化窒素では0.048～0.054ppm(常与率:陸上0.0%、海上0.0%)、浮遊粒子状物質では0.057～0.062mg/m<sup>3</sup>(常与率:陸上0.0%、海上0.0%)、二酸化硫黄では0.008～0.010ppm(常与率:海上0.1～0.3%以下)である。</li> <li>全ての予測地点で評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準」(二酸化窒素:日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下、二酸化硫黄:日平均値が0.04ppm以下)を満足するものと考ええる。</li> </ul> <p>なお、一部項目においては、工事の施行に伴う常与率が高い傾向(陸上工事の二酸化窒素の常与率15.6%、海上工事の二酸化硫黄の常与率12.1%等)がみられるが、工事の施行に伴う大気汚染の影響を低減するための環境保全措置として、排出ガス対策型建設機械等の積極的な採用、工事施行箇所及び工事の集積を極力回避することにより、更なる大気汚染物質の低減に努めること、工事現場からの土砂・粉じん等の飛散防止のため、散水等の措置を実施すること等、予測に反映していない環境保全措置を講じることにより、一層の環境負荷の低減に努める。</p> <p>○工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主要な搬入・搬出経路の予測地点における濃度(日平均値の年間98%値又は2%除外値)は、二酸化窒素では0.049～0.053ppm(常与率:0.1～0.3%)、浮遊粒子状物質では0.056～0.057mg/m<sup>3</sup>(常与率:0.0%)であり、全ての予測地点で評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準」(二酸化窒素:日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を満足するものと考ええる。</li> </ul> <p>更に、工事用車両の走行に伴う大気汚染への影響を低減するための環境保全措置として、過積載の防止や制限速度の遵守、無駄なアイドリング禁止の徹底、乗り合い出勤による通勤車両の低減等を実施すること併せ、工事工程を適切に管理・監督し、工事の幅員を極力回避するとともに工事用車両台数の一時的な増加を抑制すること等、予測に反映していない環境保全措置を講じることにより、一層の環境負荷の低減に努める。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
大気汚染	<p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度</li> <li>平成37年度における敷地境界の最大濃度(日平均値の年間98%値又は2%除外値)は、二酸化窒素では0.051～0.059ppm(常与率:48.6～51.7%)、浮遊粒子状物質では0.062～0.068mg/m<sup>3</sup>(常与率:3.6～4.6%)であり、評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準」(二酸化窒素:日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を満足するものと考ええる。</li> </ul> <p>更に、自動車等の走行に伴う大気汚染への影響を低減するための環境保全措置として、制限速度の遵守、無駄なアイドリング禁止の徹底、海底トンネルサグ部において看板等による速度回復を促す注意喚起やトンネル設備の運用による指図等を検討すること等、予測に反映していない環境保全措置を講じることにより、一層の環境負荷の低減に努める。</p>
騒音・振動	<p>【工事の施行中】</p> <p>○建設機械の稼働(陸上)に伴う建設作業の騒音及び振動レベル</p> <p>《騒音》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音の予測結果は、工事の施行区域境界において、防音パネル(H=3.0m)の設置により予測地点1(10号地その2埋立地)では76dB、予測地点2(中央防波堤内側埋立地)では75dBであり、評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)(以下「環境確保条例」という。)に基づく指定建設作業に係る騒音の報告基準(80dB以下)を満足するものと考ええる。</li> <li>工事の施行区域近隣の評価地点において、予測地点1では52～63dBであり、近隣の倉庫・事業所の参考値(75dB以下)及びフェリーふ頭公園の参考値(65dB以下)を下回り、予測地点2では47dBであり、近隣の倉庫・事業所の参考値(75dB以下)を下回る。</li> <li>工事の施行区域周辺の評価地点において、いずれも評価の指標(参考値:環境基準(一般地域))を下回る。</li> </ul> <p>《振動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事の施行中における建設作業振動は、工事の施行区域境界において、予測地点1(10号地その2埋立地)では42dB、予測地点2(中央防波堤内側埋立地)では64dBであり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく指定建設作業に係る振動の報告基準(70dB以下)を満足するものと考ええる。</li> <li>なお、工事の実施に際しては、工事工程の適切な管理・監督による工事の幅員を極力回避すること等、予測に反映していない環境保全措置を講じることにより、更なる騒音・振動の低減に努める。</li> </ul> <p>○工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び振動レベル</p> <p>《騒音》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事の施行中における道路交通騒音は、昼間(66～70dB)、夜間(66dB)であり、評価の指標とした自動車騒音に係る環境基準(昼間70dB以下、夜間66dB以下)を昼間は満足するが夜間は満足しない。夜間に環境基準を満足しないのは、一般車両のみでも既に環境基準を満足しないことによるものであり、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は0.1dB以下である。また、環境基準を満足する昼間においても工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は0.1dB以下とわずかであることから、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音への影響は小さいものと考ええる。</li> <li>なお、工事用車両の走行に伴う影響を一層低減するため、定期的な協議会の開催等により、工事従事者に対する工事用車両の省燃費運転の指導や無駄なアイドリング禁止の徹底や工事工程の適切な管理・監督による工事用車両台数の一時的な増加等を抑制すること等、予測に反映していない環境保全措置を講じることにより、更なる騒音・振動の低減に努める。</li> </ul>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
騒音・振動	<p>《振動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の施行中における道路交通振動は、昼間では43～50dB、夜間では46dBであり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準（第1種区域：昼間60dB、夜間65dB、第2種区域：昼間65dB、夜間60dB）を下回ることから、工事用車両の走行に伴う道路交通振動は評価の指標を満足する。なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、0.1dB以下とわずかである。</li> </ul> <p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車車の走行に伴う道路交通騒音及び振動レベル</li> <li>○騒音》</li> <li>・平成37年度における道路交通騒音は、環境保全のための措置として、本事業者の実行可能な範囲において最新の低騒音舗装である二層式排水性舗装を行った場合においても、予測地点1（10号地その2埋立地）では昼間で74dB、夜間で68dB、予測地点2（中央防波堤内側埋立地）では昼間で74dB、夜間で68dBであり、評価の指標（昼間70dB以下、夜間65dB以下）を満足しない。</li> <li>・このため、事業の実施に際しては、最新の技術事例や直近の効果事例を収集・整理し、騒音低減効果の高い舗装技術の積極的な採用を検討するとともに、完了後の舗装の適切な維持管理を行う。また、道路交通騒音対策として、地方公共団体等公約な機関の協力のもと、周辺の道路構造や土地利用等の地域の状況を勘案したうえで、環境に及ぼす影響について調査を実施し、適切な措置を講じるよう努める。</li> <li>・なお、利用車両については制限速度を遵守し、緩やかな加減速をするよう要請すること、ふ頭を利用する車両については通行時間帯の集中が生じないよう要請・指導していくほか、車両待機場やバンプ・シーヤンブール（コンテナやコンテナを運ぶ台車の置き場）を利用する等により交通量の調整を行うことにより、評価の指標を満足するよう努める。</li> </ul> <p>《振動》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成37年度における道路交通振動は、昼間で55dB、夜間で52～53dBであり、評価の指標とした「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準（予測地点1（10号地その2埋立地：第2種区域）：昼間65dB、夜間60dB、予測地点2（中央防波堤内側埋立地：第1種区域）：昼間60dB、夜間55dB）を下回ることから、自動車車の走行に伴う道路交通振動に及ぼす影響は、評価の指標を満足するものと考ええる。</li> </ul>
水質汚濁	<p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建設機械の稼働（海上）に伴い発生する濁り（SS）の濃度</li> <li>・予測結果から、濁り（SS）の濃度が20mg/L以上となる濃度域は出現せず、評価の指標である20mg/L以下を満足することから、水質に及ぼす影響は小さいものと考ええる。</li> <li>・更に、建設機械の稼働（海上）に伴う水質汚濁の影響を低減するための環境保全措置として、工事の施行中においては、浚渫工事等の際に汚濁防止柵又は汚濁防止壁を使用し、濁りの拡散を防止することから、評価の指標とした「工事の施行区域境界で懸濁物質（SS）の環境濃度が20mg/L以下となること」を満足するものと考ええる。</li> </ul>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
土壌汚染	<p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○工事の施行に伴い発生する建設発生土、建設汚泥による新たな土地への土壌汚染の可能性の有無</li> <li>・計画道路の起点が位置する10号地その2埋立地及び終点が位置する中央防波堤内側埋立地では、開削トンネル構造、接続部構造、スリット構造及び掘削構造の工事に伴い、A.P.約20～45mの範囲で、掘削による建設発生土が発生する。</li> <li>・工事の施行に際しては、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「環境確保条例」に基づき地歴等の調査を行い、必要に応じて適切な措置を行うとともに、掘削を行った場合にはその内容及び対応の状況について、事後調査報告書の中で明らかにする。特に、計画道路の終点が位置する中央防波堤内側埋立地の東側は廃棄物により埋め立てられた履歴があることから、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、適正に処理する。また、受入基準の適合調査等を行う際は十分に配慮するとともに、陸上部の掘削工事に際しては、基礎層まで打設する計画である鋼矢板や連続地中壁等により浸出水等が他の地層に影響を及ぼすことのないよう施工する。</li> <li>・したがって、工事の施行に伴い発生する建設発生土による新たな土地への土壌汚染の拡散の可能性はないものと考ええる。</li> <li>・更に、10号地その2埋立地及び中央防波堤内側埋立地における開削トンネル構造の地盤改良に伴い、排泥が発生する可能性がある。</li> <li>・発生した排泥は現場内での有効利用等により処分量の削減に努める。有効利用できない分については排泥（建設汚泥）として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に運搬・処理を行うことから、工事の施行に伴い発生する建設汚泥による新たな土地への土壌汚染の拡散の可能性はないものと考ええる。</li> <li>・沈埋トンネル構造の施工を行う第2航路付近の底泥については、現地調査結果より、現状で水底土砂に係る判定基準及び「グライオキシン類に係る環境基準」を下回っていることから、浚渫工事等の施行による濁りの発生に伴う新たな土地（海域）への土壌汚染の拡散の可能性はないものと考ええる。</li> <li>・以上のことから、評価の指標とした「土壌汚染対策法」、「グライオキシン類に係る環境基準」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号）及び「環境確保条例」に定める基準及び事業者の責務を満足するものと考ええる。</li> </ul>



表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
地盤	<p><b>【工事の施行中】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地盤の変形の範囲及び変形の程度       <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業では、掘削工事に先立ち、構造物の基礎が浅い箇所では鋼矢板、深い箇所では連続地中壁の造成により土留めを行う。また、掘削深度が深くなることによる土留めの変異を抑制するため、中間杭及び切梁腰起しを設置（山留支保工）することから、掘削工事等に伴う計画道路周辺における地盤の変形や埋立護岸の安定性の変化の程度はわずかと考える。</li> <li>・また、接続部構造では、圧縮空気により掘削地盤面の安定性を保つとともに、躯体構築工と掘削沈下工を繰り返すニューマチックケーソン工法を用いる計画であることから、計画道路周辺における地盤の変形や埋立護岸の安定性の変化の程度はわずかと考える。</li> <li>・更に、必要に応じてその他の地盤改良工を施すことから、地盤の変形の範囲及び変形の程度は、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物に影響を及ぼさないこと」を満足するものと考え。</li> <li>○掘削工事に伴う地下水の水位の変化の程度       <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業では、掘削工事に先立ち、構造物の基礎が浅い箇所では鋼矢板、深い箇所では連続地中壁の造成により土留めを行う。基礎層まで打設する計画である鋼矢板や連続地中壁等により浸出水等が他の地層に影響を及ぼすことのないよう施工することから、掘削面内の地下水の揚水等に伴う周辺における地下水の水位の変化の程度はわずかと考える。</li> <li>・また、接続部構造では、圧縮空気により掘削地盤面の安定性を保つとともに、躯体構築工と掘削沈下工を繰り返すニューマチックケーソン工法を用いる計画である。ニューマチックケーソン工法では、掘削面の湧水を圧縮空気により抑止することから、掘削工事に伴う地下水の水位の変化はほとんどないものと考え。</li> <li>・更に、必要に応じてその他の地盤改良工を施すことから、掘削工事に伴う地下水の水位の変化の程度は、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物に影響を及ぼさないこと」を満足するものと考え。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p><b>【工事の完了後】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地盤の変形の範囲及び変形の程度       <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画道路のトンネル構造、掘削構造及びスリット構造は、土留工や支持杭、地盤改良等の適切な基礎工を施行し構造物の沈下の発生を防ぐため、地盤沈下等の構造物の存在に伴う周辺の地盤の変形はほとんどないものと考え。</li> <li>・また、掘削構造等の存在により不圧地下水が存在するとみられる埋土層の一部が遮断されるが、計画道路及びその周辺は埋立地に位置しており、埋土層は遮水性の高い埋立護岸で周囲の地盤から隔離されていることから、不圧地下水は主に降雨等により地表から供給される。このため、不圧地下水の水位及び流動の変化はほとんどなく、地下水の水位の変化による地盤沈下に伴う地盤の変形はほとんどないものと考え。</li> <li>・更に、トンネル構造等の存在により帯水層の一部が遮断されるが、帯水層の被圧地下水は構造物本体等の周囲を回りこんで流動することから、被圧地下水の流動の変化はほとんどなく、地下水の水位の変化による地盤沈下に伴う地盤の変形はほとんどないものと考え。</li> <li>・以上のことから、地盤の変形の範囲及び変形の程度は、評価の指標とした「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物に影響を及ぼさないこと」を満足するものと考え。</li> </ul> </li> </ul>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
水循環	<p><b>【工事の施行中】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○掘削工事等に伴う地下水の揚水による地下水の水位の変化の程度       <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上部の掘削工事に際しては、鋼矢板や連続地中壁による土留工を施行する。基礎層まで打設する計画である鋼矢板や連続地中壁等により浸出水等が他の地層に影響を及ぼすことのないよう施工することから、掘削面内の地下水の揚水等に伴う周辺における地下水の水位の変化の程度はわずかと考える。</li> <li>・また、接続部構造で用いるニューマチックケーソン工法では、掘削面の湧水を圧縮空気により抑止することから、掘削工事に伴う地下水の水位の変化はほとんどないものと考え。</li> <li>・以上のことから、掘削工事等に伴う地下水の揚水による地下水の水位の変化の程度は、評価の指標とした「地下水の水位、流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考え。</li> <li>・なお、環境保全措置として、工事区内で集水した雨水を貯留し、路上洗浄等に利用する等、雨水の有効利用を促進することで、「東京都水循環マスタプラン」（東京都、平成11年）等において設定している雨水利用に関する目標についても考慮する。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【工事の完了後】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地下水構造物の存在等による地下水流況の変化の程度       <ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削構造等の存在により不圧地下水が存在するとみられる埋土層の一部が遮断されるが、計画道路及びその周辺は埋立地に位置しており、埋土層は遮水性の高い埋立護岸で周囲の地盤から隔離されていることから、不圧地下水は主に降雨等により地表から供給される。このため、不圧地下水の水位及び流動の変化はほとんどないものと考え。</li> <li>・また、開削トンネル構造等の存在により帯水層の一部が遮断されるが、帯水層の被圧地下水は構造物本体や基礎杭の周囲を回りこんで流動するとみられるため、被圧地下水の流動の変化はほとんどないものと考え。</li> <li>・以上のことから、地下水の水位、流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考え。</li> </ul> </li> <li>○土地の改変に伴う地表流出水の変化の程度       <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画道路及びその周辺の陸上部は埋立地であり、河川及び湧水はない。</li> <li>・また、計画道路周辺の植生は、起点付近は市街地及び残存・植栽樹群地、終点付近はこれらに加え、路傍・空地雑草群落や造成地が分布しており、自然植生はほとんどみられず、工事の完了後においても、植生及び土地利用の状況に大きな変化はないものと考え。</li> <li>・以上のことから、土地の改変に伴う地表流出水の変化の程度は、評価の指標とした「地下水の水位、流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考え。</li> </ul> </li> </ul>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
生物・生態系 鳥類	<p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建設機械の稼働（陸上）に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度</li> <li>・工事の施行中は、計画道路及びその周辺において、人為圧の増加や建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴う騒音の変化、構造物や土地の改変等が生じる可能性がある。これらの場所は、草地や市街地、水城等を利用する鳥類（注目される種を含む）の生息環境となっているが、計画道路の護岸付近は航路に面しており、水鳥やシギ類等の採餌や休息に適した静穏な環境や産卵がほとんど存在しないこと、計画道路周辺以外の市街地、緑地、造成裸地、海岸の人工構造物周辺においても、採餌・休息等の行動が広く確認されていること、更に、工事に伴う影響範囲は、環境保全措置を講じること等によって計画道路の近傍に限られることから、計画道路及び周辺に生息する鳥類相の変化はわずかと考える。</li> <li>・また、水質汚濁の予測結果は、水鳥やシギ類等の主要な餌となる水生生物の生息・生存環境に大きな影響を及ぼさないことを考慮して設定した評価を満足することから、工事の施行中における水生生物相の変化はわずかとであり、カモ目、カイツブリ目、ペリカン目、チドリ目等の水域及び海岸の人工構造物周辺を利用する鳥類に及ぼす影響はほとんどないものと考ええる。</li> <li>・このほか、現地調査により確認された注目される種のうち猛禽類については、いずれも飛翔範囲が広いこと、デオスマアレーノイや果材運びなど繁殖を指標する行動等は確認されていないこと、更に、工事に伴う影響範囲は環境保全措置を講じること等によって計画道路の近傍に限られることから、生息に及ぼす影響はわずかと考える。</li> <li>・以上のことから、建設機械の稼働（陸上）に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度は、評価の指標とした「自然環境保全法」（昭和47年法律第85号）及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年東京都条例第216号）に定められた事業者等の責務を満足するものと考ええる。</li> </ul> <p>○工事用車両の走行に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の施行中は、計画道路及びその周辺において、工事用車両の走行に伴う騒音の変化が生じる可能性がある。これらの場所は、草地や市街地等を利用する鳥類（注目される種を含む）の生息環境となっているが、計画道路周辺以外の市街地、緑地、造成裸地等においても採餌・休息等の行動が広く確認されていること、工事に伴う影響範囲は環境保全措置を講じること等によって計画道路の近傍に限られることから、計画道路及び周辺に生息する鳥類相の変化はわずかと考える。</li> <li>・また、現地調査により確認された注目される種のうち猛禽類については、これらの種はいずれも飛翔範囲が広いこと、デオスマアレーノイや果材運びなど繁殖を指標する行動等は確認されていないこと、更に、工事に伴う影響範囲は環境保全措置を講じること等によって計画道路の近傍に限られることから、生息に及ぼす影響はわずかと考える。</li> </ul> <p>・以上のことから、工事用車両の走行に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度は、評価の指標とした「自然環境保全法」及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」に定められた事業者等の責務を満足するものと考ええる。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
生物・生態系 鳥類 水生生物	<p>【工事の完了後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車の走行に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度</li> <li>・工事の完了後は、計画道路及びその周辺において、交通量の増加に伴う人為圧の増加や自動車の走行に伴う騒音の変化等が生じる可能性がある。これらの場所は、草地や市街地、水城等を利用する鳥類（注目される種を含む）の生息環境となっているが、計画道路周辺以外の市街地、緑地、造成裸地等においても採餌・休息等の行動が広く確認されていること、自動車の走行によって影響範囲は環境保全措置を講じること等によって計画道路の近傍に限られることから、計画道路及びその周辺に生息する鳥類相の変化はわずかと考える。</li> <li>・なお、計画道路の供用に伴う水面や水辺の減少はなく、水質の変化がないこと、また水鳥、シギ類等の主要な餌となる水生生物の生息・生存環境に変化はないことから、カモ目、カイツブリ目、ペリカン目、チドリ目等の水域及び海岸の人工構造物周辺を利用する鳥類に及ぼす影響はないと考える。</li> <li>・以上のことから、自動車の走行に伴う鳥類相の変化の内容及びその程度は、評価の指標とした「自然環境保全法」及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」に定められた事業者等の責務を満足するものと考ええる。</li> </ul> <p>【工事の施行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建設機械の稼働（海上）に伴う水生生物相の変化の内容及びその程度</li> <li>・工事の施行に伴い改変される水域は水深10m以上と深く、底生生物相は脆弱である。</li> <li>・また、事業区域周辺には、既存資料調査において多くの注目される種が確認されている浅場や干潟、藻場等の水生生物の生息に適した環境はみられず、現地調査において注目される種も確認されていないことから、浚渫工事等により海底が改変された場合にも、その影響は小さいものと考ええる。</li> <li>・なお、工事の施行に伴う水質汚濁の影響を低減するための環境保全措置として、浚渫の範囲を削減するとともに、浚渫工事及び基礎砕石材投入工事の際には汚濁防止枠又は汚濁防止膜、土砂等の投入工事にはトレミー一台船を使用する。</li> <li>・更に、水質汚濁の予測結果は、水生生物の生息・生存環境に大きな影響を及ぼさないことを考慮して設定した評価の指標を満足することから、工事の施行中における水生生物相の変化はわずかと考える。</li> <li>・以上のことから、建設機械の稼働（海上）に伴う水生生物相の変化の内容及びその程度は、評価の指標とした「自然環境保全法」及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」に定められた事業者等の責務を満足するものと考ええる。</li> </ul>